

よくある質問と回答

地域まるごとホテル@三浦半島事業に対するよくある質問について、掲載しております。

『令和6年度「地域まるごとホテル@三浦半島」事業の手引き』の該当ページも記載しておりますので、併せてご確認ください。

	項目	質問	回答	該当ページ
1	概要	伴走支援へ参加したいが、補助金の申請については決めかねている。補助金の申請しないで、伴走支援への参加及び実施計画の策定等は可能なのか。	補助金の申請は必須ではありません。 伴走支援へ参加し、補助事業を実施せず、地域まるごとホテル@三浦半島事業を実施することも可能です。	P9
2		エリア内における回遊プランを販売する際に旅行業法に基づく登録は必要なのか。	旅館業法に基づいて営業する宿泊事業者が近隣の飲食店や観光施設等のチケットを合わせて販売する場合には不要です。なお、旅行業の登録がない者がパッケージプラン内に運送又は宿泊のサービス、その他のサービスを旅行者又は運送・宿泊事業者の間で、どちらか一方の代理として、相手方と契約、媒介、取次ぎ等を実施する場合には、旅行業登録が必要です。	-
3	参加者要件	個人事業主でも事業へ参加できるか。	個人事業主でも参加することができますが、実施計画申請時には申請の代表者は法人格を有している必要があります。	P12
4		宿泊事業者、飲食事業者、その他事業者を3者で満たしていれば、それ以外に要件を満たしていない者がメンバーとして参加しても問題はないか	基本的な要件はすべての事業者で満たす必要があります。	P12・13

	項目	質問	回答	該当ページ
5	広報支援	県 HP や Instagram での紹介と書かれているが効果は限定的と思われる。それ以外の広報支援はどのようなものを想定しているのか。	<p>広報支援については、県として様々な方法を検討しています。詳細が決まりましたら、改めて HP 上でお知らせします。</p> <p>なお、神奈川県からの広報支援に限らず、補助金を申請される事業者様は、自エリアの「地域まるごとホテル」事業に関するプロモーションにかかる経費を計上することもできます。</p>	P76
6	伴走支援	伴走支援者である「株式会社さとゆめ」が事業参加者になる、または協力者になることはあるか。	本事業の受託者であるため、「株式会社さとゆめ」が事業に参加することはできません。	-
7	補助金	国、本県及び他の地方公共団体から補助金の交付を受けている又は補助金の交付を受ける予定の経費とあるが、どの範囲で「経費」とみなされるか。	経費の範囲については、ご検討されている事業やその他の補助金により、判断が分かります。伴走支援プログラムの中で、具体的にご相談ください。	P59
8		補助金の採択は先着順なのか。	補助金申請書を県が収受し、内容及び添付書類に不備がないことを確認し受理した日付による先着順となります。実施計画の申請順ではありませんので、ご注意ください。	P72
9		補助金の申請は、一度しかできないのか。	<p>補助金を活用する事業ごとで申請ができます。</p> <p>例) 施設改修のための補助金を申請し、その後、プロモーションのための補助金を申請</p> <p>※申請ができる期間は、実施計画の採択を受けた日から翌年度末までとなります。</p>	P39

	項目	質問	回答	該当ページ
10		宿泊や飲食、体験などの料金の割引に活用することができるのか。	施設単体での割引に活用することはできません。実証実験などで、パッケージプラン全体としての割引などに活用すること可能です。	P58
11	補助金	「(様式4) 地域まるごとホテル@三浦半島エリア協定書」に定めた実施年数より前に事業を廃止する場合において、補助金の返還義務は交付を受けた事業者以外にもおよぶのか。	及びません。補助金の申請をし、交付を受けた事業者のみ返還義務が生じます。	-
12		補助金の交付を受けた事業者がエリア内に2者以上いる場合において、ある1者が地域まるごとホテル事業を継続できなくなった際に、補助金の返還義務は補助金の交付を受けたその他の事業者にも及ぶものであるのか。	原則として、及びませんが、事業を継続できなくなった1者の影響により、エリア協定書に定めた実施年数より前に、エリア全体として、地域まるごとホテル事業の継続が困難となった場合には、補助金の交付を受けた事業者に対して、県から補助金の返還を求める可能性があります。	P45
13	エリア協定書	「(様式4) 地域まるごとホテル@三浦半島エリア協定書」の第8条に「構成員は、本事業の実施に関し、連帯して責任を負うものとする」とあるが、この責任の解釈を教えてほしい。	第8条における責任とは、地域まるごとホテル事業を実施する際に、利用者等に損害が生じた場合(特定の構成員の過失による損害は除く)には、エリア全体で責任を負っていただくという規定となります。	-
14		「(様式4) 地域まるごとホテル@三浦半島エリア協定書」の第9条に「構成員が本事業に係る自事業により、センター、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。」とあるが、この解釈を教えてほしい。	第9条は、地域まるごとホテル事業を実施中に、特定の構成員の過失により神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター、第三者又は他の構成員に与えた損害については、過失のある構成員が責任を負うことを定めた規定となります。	-